

新 旧 対 照 表

○職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて

新	旧
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて 平成 18 年 3 月 29 日 17 高教職第 1370 号 教育長通知 改正 平成 19 年 1 月 4 日 18 高教政第 486 号教育長通知 改正 平成 20 年 11 月 12 日 20 高総福第 646 号教育長通知 改正 平成 22 年 3 月 11 日 21 高総福第 1080 号教育長通知 改正 平成 24 年 3 月 29 日 23 高総福第 1273 号教育長通知 改正 平成 27 年 4 月 8 日 27 高教福第 33 号教育長通知 <u>改正 令和 2 年 2 月 28 日 元高教福第 1656 号教育長通知</u> 9 自家用車の車賃（条例第 17 条の 2 関係） （1）自家用車の車賃は、当該自家用車を登録した職員に対して支給する。他の旅行者の自家用車に同乗する旅行者には支給しない。 なお、自家用車の公務使用の手続きについては、「自家用車の公務使用について」（平成 10 年 10 月 15 日付け 10 教職第 359 号教育長通知）によること。 （2）（3）略 13 移転料（条例第 21 条関係） （1）移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転のために必要な家財の運搬等に要する経費について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて 平成 18 年 3 月 29 日 17 高教職第 1370 号 教育長通知 改正 平成 19 年 1 月 4 日 18 高教政第 486 号教育長通知 改正 平成 20 年 11 月 12 日 20 高総福第 646 号教育長通知 改正 平成 22 年 3 月 11 日 21 高総福第 1080 号教育長通知 改正 平成 24 年 3 月 29 日 23 高総福第 1273 号教育長通知 改正 平成 27 年 4 月 8 日 27 高教福第 33 号教育長通知 9 自家用車の車賃（条例第 17 条の 2 関係） （1）自家用車の車賃は、当該自家用車を登録した職員に対して支給する。他の旅行者の自家用車に同乗する旅行者には支給しない。 なお、自家用車の公務使用の手続きについては、「自家用車の公務使用について」（平成 10 年 10 月 13 日付け 10 人第 297 号総務部長通知）によること。 （2）（3）略 13 移転料（条例第 21 条関係） （1）移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転のために必要な家財の運搬等に要する経費について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定めるものについて、旧住居から新住居までの路程の距離区分等に応じた上限額の範囲内で領収書等により所要額を確認して支給する。 ア～ウ 略 エ <u>旅行命令権者が必要があると認める経費</u> 24 その他 (1) <u>県外事務所等</u>における鉄道運賃等のプリペイドカードの活用 略 (2) 略	号に定めるものについて、旧住居から新住居までの路程の距離区分等に応じた上限額の範囲内で領収書等により所要額を確認して支給する。 ア～ウ 略 24 その他 (1) <u>県外事務所</u>における鉄道運賃等のプリペイドカードの活用 略 (2) 略
---	---